

○津幡町小学生スポーツ交流大会派遣費補助金交付要綱

平成28年2月22日

津幡町告示第24号

改正 平成28年6月27日津幡町告示第74号

平成29年3月15日津幡町告示第9号

(目的)

第1条 本町と災害時相互応援協定を締結している地方自治体（石川県内、富山県内及び福井県内を除く。）で開催される小学生を対象としたスポーツを通じて交流を行う大会（当該地方自治体の周辺で開催される当該地方自治体の小学生が参加する大会を含む。）に参加し、もって競技力の向上、青少年の健全育成及び地域間交流の進展を図るため、当該大会に参加する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付は、一団体1大会、二団体までを対象とし、二団体を超える場合は町長が選考する。

(補助金の対象団体等)

第3条 補助金の対象団体、対象人数、対象経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、6月30日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 大会の開催要項等の内容が記載された書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第5条 補助金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けたものは、事業完了後15日以内までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 参加児童の活動報告
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限りで効力を失うものとする。

附 則 (平成28年6月27日津幡町告示第74号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日津幡町告示第9号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象団体	補助対象人数	補助対象経費	補助限度額
一般社団法人津幡町体育協会 に加盟する競技協会が推薦する団体	参加児童15人以上	2泊3日以内の日程で実施した場合のバス借上料、高速道路代、旅行傷害保険料に要する経費	1大会につき40万円以内

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。